

一般社団法人北村山建設業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北村山建設業協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県村山市中央一丁目2番27号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建設業界としての秩序と社会的地位の向上及び建設業に携る者の技術の向上、技術継承並びに経営の合理化と公衆の建設知識の啓発を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 建設業界全体の経営環境、労働環境向上等に係る関係機関に対する要望活動及び広報活動
- (2) 技術、経営、事務、法規、災害防止、免許取得等の講習会の開催、技能工の養成
- (3) 建築、土木工事の一般公衆を対象に相談部の開設
- (4) 災害早期復旧支援及び災害防止安全パトロール隊の編成
- (5) 明るい地域づくり等のための地域貢献活動
- (6) 建設業に関する図書収集、展示及び諸届用紙の配布
- (7) 建設用資材並に機械類の使用に対する助言、労働問題の対策指導
- (8) 全各号に掲げる事業に附帯する又は関連する事業及び前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 正会員全員の同意があったとき。
 - (2) 死亡または解散したとき。
- ((抛出金品の不返還))

第11条 退会し、又は除名された会員及び資格を喪失した会員が、既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 外部監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員現在数の半数以上であって、会員現在数の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとなる。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 監事の1名は外部監事とする。

5 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事2名は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 監事1名は、会員外から総会の決議によって選任する。
- 3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 会長は3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は(外部監事を除く)、無報酬とする。

- 2 外部監事については、総会において定める報酬額を支給する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 3 1 条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第 3 2 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 3 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 3 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 3 5 条 事業計画及び予算については、事業毎年度開始前に、会長が次の書類を作成し、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画

(2) 収支予算書

(事業報告及び決算)

第 3 6 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 3 7 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解 散)

第 3 8 条 この法人は、総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は大山政美とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。